

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第8条第1項中「及び交流広場並びに多目的交流ホール」を「、交流広場及び多目的交流ホール並びにこれらのもの」に、「学習室」を「グループ研究室及び学習室」に改める。

様式第1号から様式第8号までの規定中「

<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール（ ）
<input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3
<input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場

」を

「

<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール（ ）
<input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3
<input type="checkbox"/> グループ研究室
<input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、様式第1号から様式第8号までの改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による使用許可の申請、第3条の規定による許可書の交付、第4条の規定による使用料の納付、第6条の規定による変更又は取消し、第7条の規定による使用料の減免、第8条の規定による使用料の還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においてもすることができる。